

VOL.2305

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

死後事務委任契約をご存じですか

[contents]

- ◆ 死後事務委任とは
- ◆ 死後事務委任契約と終活対策



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

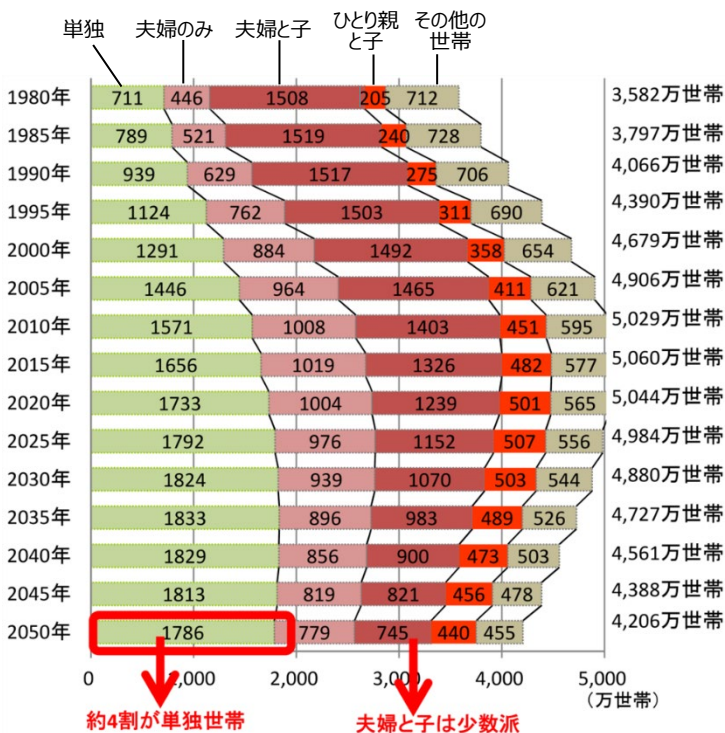
〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

死後事務委任契約をご存じですか

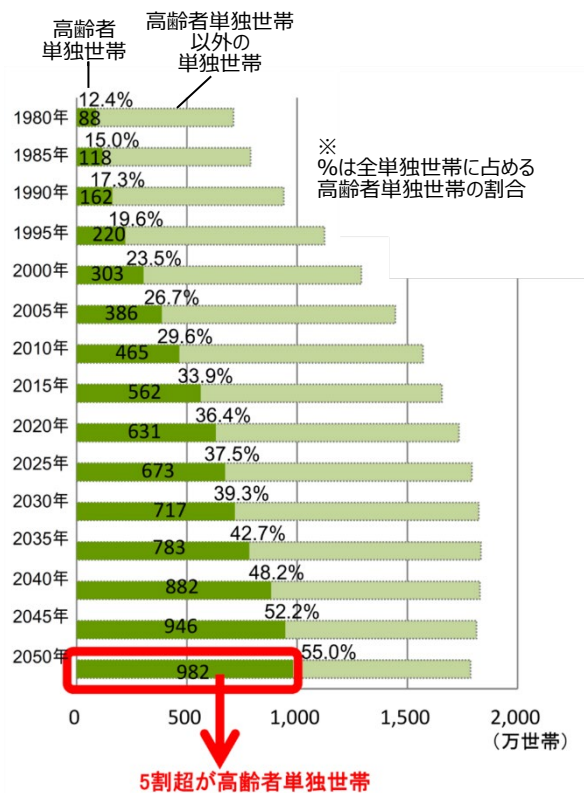
1. はじめに

日本において単独世帯数は年々増えていっており、2050年にはこれまで主流であった「夫婦と子」からなる世帯は少数派となり、単独世帯が約4割を占め、主流となってきます。また、2050年にはすべての単独世帯のうち高齢者単独世帯は5割を超えると予測されています。（図1）引用 | 総務省「人口動態・家族のあり方等社会構造の変化について」

世帯類型別世帯数の推移



単独世帯数の推移



上のグラフにあるように、高齢者単独世帯は、生涯未婚率の増加や出生率の低下など、様々な要因によって今後も増加傾向にあるといえます。このように高齢化社会が進んでいく中、高齢者単独世帯、いわゆるおひとりさまを中心に死後事務委任契約を中心とした終活をされる方が増えています。

2. 死後事務委任とは

人が亡くなれば様々な事務手続きが必要になります。通常死後の事務は親族が行うのがほとんどですが、頼める親族がない場合などは、どうしたらいいのでしょうか。

このような場合に備えて第三者に死後事務を行ってもらおう契約を生前に結ぶことができます。これが死後事務委任契約です。

(1) 遺言書だけではカバーできないことがあります

『お葬式や遺品整理のことは遺言書に書いておけばいい』と思われる方は多いです。遺言書の中に自分の思いなどを記載することはできますが、遺言書では財産の承継に関する事項にしか法的拘束力がないため、葬儀や納骨、遺品整理処分、ペットの引継ぎ先などについて、ご自身の希望がある場合は、生前の準備が必要になってきます。

また、高齢者施設等に入っていた場合はその退去時の精算や部屋の片づけ、自宅などの場合はガス、電気、水道などのライフラインの停止なども行わなくてははいけません。

(2) 頼める親族がいない場合は

一人暮らしなどで頼める親族がいない場合、第三者（専門家、親戚、知人など）と死後事務委任契約を結ぶことにより、生前に依頼した内容で死後事務を行ってもらえます。

また、亡くなった後のことを従兄弟に頼んでいる、また、内縁のパートナーに頼んでいるから大丈夫という方がいらっしゃいますが、相続人でないと死後の事務を行うことが基本的にはできないため、様々な問題が生じてきます。その場合は死後事務委任契約を結んでおけば、死後の手続きをスムーズに行うことができます。

～どのような方が対象か～

- ① おひとりさま
- ② 遠くに住む親戚などに負担をかけたくない方
- ③ 親族が高齢の方
- ④ 子や孫はいるが障がいがあり、手続きなどを頼めない方
- ⑤ 葬儀に自然葬など特別な希望がある方
- ⑥ 法定相続人でない方（従兄弟、配偶者の兄弟、内縁のパートナーなど）に依頼したい場合

(3) 委任する事務の範囲を決める

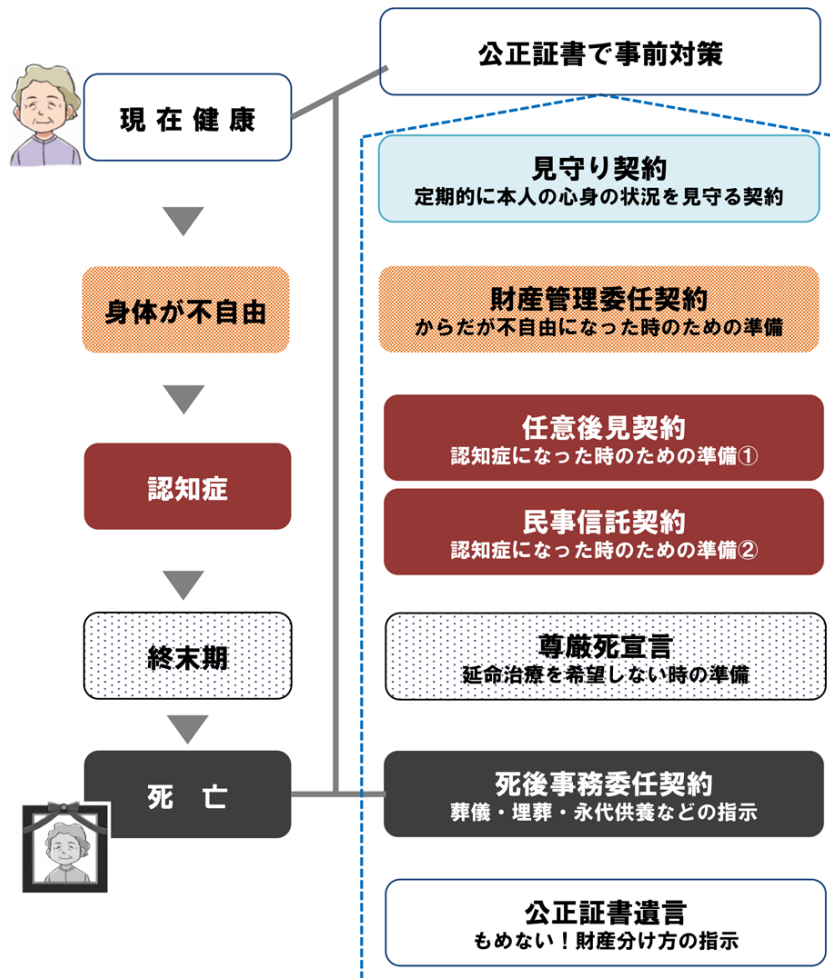
死後事務委任契約は、誰に何をお願いしたいのかをご自身の判断で決めることができるため、必要な委任内容だけを盛り込む選択的利用が可能です。

契約に盛り込める主な内容です。

- ① 区役所、年金事務所等への諸届に関する事務手続
- ② 葬儀や永代供養等に関する事務手続
- ③ 遺品の整理・処分に関する事務手続
- ④ 医療費や入院費の精算手続に関する事務手続
- ⑤ 老人ホームの施設利用料等の精算手続に関する事務手続
- ⑥ 公共サービス等の解約・精算手続に関する事務手続
- ⑦ 親族や関係者への連絡に関する事務手続
- ⑧ 賃借建物の明け渡し等に関する事務手続
- ⑨ ペットの引取先に関する事務手続 など

3. 死後事務委任契約と終活対策

単身の高齢者が終活を考える際には、死後事務委任契約だけでなく、いくつかの事前対策をも検討しておくことが老後の安心につながります。元気なうちにできる対策は、「現在健康」「身体が不自由」「認知症」「終末期」「お亡くなりになった後」の5段階に分けて考えることができます。家族構成、健康状態、財産状況、頼れる人がいるかどうかなどで必要な対策は変わってきますのでご自身の状況に合わせた検討が大切になってきます。



4. 最後に

お亡くなりになってから後に行う手続きは大変多く、託す方に対する配慮が十分に必要になります。また、死後事務を行うときは依頼された本人がお亡くなりになっているため、死後事務委任契約を公正証書にしておくことで信頼性が担保されます。

弊社でも、死後事務委任契約をはじめとする終活対策を行っており、ご相談も受けておりますので、ご関心を持たれた方は担当者へご連絡ください。

執筆者 井関 佳奈美